

農地基本台帳と地図情報の電算化

美郷町農業委員会



1. 農地基本台帳と地図情報の電算化と照合システムの導入

美郷町農業委員会では、農地基本台帳とGISの照合システムを導入し、農地パトロールに活用されています。システムの導入では、業者と幾度も協議を重ね、現在のシステムにたどりつき、このシステムは、県内の他の町でも採用されているそうです。農業委員会事務局に、これらの活動についてお話を聞きました。

農地基本台帳とGISを照合するシステムの構築と運用

—システムの導入では苦労されたそうですが。

事務局 農地の情報調査の結果を用いて、平成17年度に農地基本台帳と地図情報を電算化し、併せて、その2つをつなぐ照合システムを導入した。農地基本台帳のシステムと地図情報のシステムは、安価なW社のシステムを一括して導入したが、当時のシステムは現場で利用するには不便だった。業者も、現場の情報が欲しかったようで、相談をしながら改良を重ねていった。改良された後のシステムは、近隣町でも導入されているので、今後も導入された町と連携して、現場で使いやすいシステムにしていきたい。

—どのような工夫をされましたか。

事務局 当初のシステムでは、農地所有者を一人しか入力できなかった。実際は、相続が発生し、相続人には納税義務者や農地を管理する人がいるなど土地と人は一対一の関係ではなく、このような情報も入力できるようにした。

また、入力する項目を自由に追加できるシステムなので、新しい事業が始まったり、新しく把握すべき事柄が生じて柔軟に対応できる。

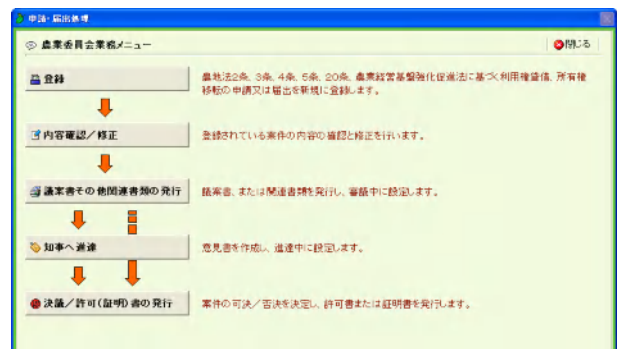
ただ、入力する項目を増やした場合、その入力作業が負担になる。それを極力減らすために、各種申請手続きから許可等をシステムで処理でき、申請から許可等の一連の流れが反映されるようになっている。

—その他で苦労されたことは。

事務局 約30年前から地籍調査を実施し、町内ではほぼ9割の調査が終わっているためシステムを導入できた。地籍調査が終わっていない場所へのシステムの導入は難しい。

地籍調査が終わっていない時は、農地基本台帳に基づいて農地パトロールをしていたが、台帳の地番に対応する土地の所在が分からなかったり、地元では台帳の地番とは異なる地番や呼び名で田を把握していて、パトロールは大変だった。

地籍調査が終わっても、地籍の地番は水稲共済の情報とは異なる。共済では水張り面積で管理しているので面積が一致しない。また、地籍では一筆の地番でも、現地が3枚の田なら水稲共済では独自の地番を設けて3枚の田として管理している。情報を一元化したいが、これらの照合に苦慮している。



システム活用の例

入力した農地について、
 ①農地法、農業経営基盤強化促進法に関する申請や届出の登録、②内容の確認と修正、③議案書等の発行及び審議、④知事への進達、⑤案件の可決/否決の決定及び許可書等の発行の管理ができます。

農地パトロールの取り組み

—どんな場所が耕作放棄されていますか。

事務局 平場で耕作放棄されているところは少ない。GISシステムを導入して、航空写真で地目上の農地の場所を把握できるようになったが「山中のこんなところにも田があったのか」というところは大抵、山になってしまっている。いつまでも農地基本台帳に残るので、何とか整理できないだろうか。

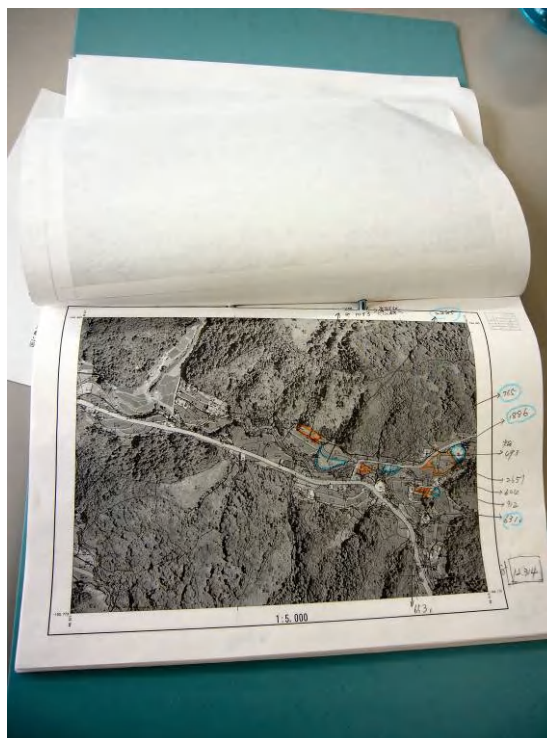
—どのように農地パトロールをされていますか。

事務局 まず、転作の農業協力員が現地を把握した情報で、耕作放棄地の所在をある程度把握する。その後の農地パトロールは、農業委員会事務局長、町産業振興課の計2～3人が現地を巡回し、GISシステムで出力した地図にパトロールの結果を書き込む。その後、事務局に持ち帰り、モニターの地図上に直接入力し、その結果は農地基本台帳にも反映される。



農地パトロールで使用した図面（上）

地図に情報を書き込んでいます。
「山林、原野」化した農地。（左下）
「竹林」化した農地。（右上）
「原野」化した農地。（右下）



パトロール結果の整理（右）

地区ごとにA4サイズの帳票で整理し、対策会議などで利用されています。

—耕作放棄されているかどうか、現地を見ただけでは分からないこともあります。このような場合、農家の方の意向をどのように把握されていますか。

事務局 農業委員のうち3名が認定農業者など、普段の活動で、農業委員は地元のことを熟知しているので、特段、意向調査はしていない。

—農地パトロールの成果はどのようなものがありますか。

事務局 毎年現地を把握すると、新たに耕作放棄地が発生した場合、すぐに対処することにつながる。

—今後の課題は。

事務局 農地の3～4割は、不在地主や相続未登記の農地だ。将来、農業経営基盤強化促進法でも農地法でも所有権の移転や賃貸借が出来なくなることが予想される。こうなると農地の集積も転用も出来ず、非農地証明も簡単には出せず、農地が荒れ放題になる恐れがある。